

兵庫県公安委員会告示第158号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条の2第1項の規定に基づく聴聞について、同条第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年8月6日

兵庫県公安委員会

委員長 津田 隆雄



1 聽聞の期日

令和7年8月21日 午後1時から

2 聽聞の場所

神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

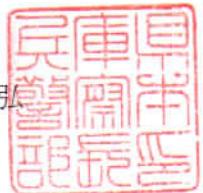
兵庫県警察本部本館1階 聽聞会場

兵庫県警察本部告示第245号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条の2第1項及び兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号）第13条の規定に基づく聴聞について、道路交通法第104条の2第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年8月6日

兵庫県警察本部長 小西康弘



1 聽聞の期日

令和7年8月19日 午前9時から

2 聽聞の場所

明石市荷山町1649番地の2

兵庫県警察本部交通部運転免許課 聽聞会場

兵庫県警察本部告示第247号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条の2第1項及び兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号）第13条の規定に基づく聴聞について、道路交通法第104条の2第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年8月6日

兵庫県警察本部長 小西康弘



1 聽聞の期日

令和7年8月19日 午後1時から

2 聽聞の場所

養父市八鹿町朝倉下台48番地5

兵庫県警察本部交通部運転免許課但馬運転免許センター 聽聞会場

兵庫県警察本部告示第249号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条の2第1項及び兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号）第13条の規定に基づく聴聞について、道路交通法第104条の2第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年8月6日

兵庫県警察本部長 小西康弘



1 聽聞の期日

令和7年8月26日 午前9時から

2 聽聞の場所

明石市荷山町1649番地の2

兵庫県警察本部交通部運転免許課 聽聞会場

兵庫県警察本部告示第251号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条の2第1項及び兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号）第13条の規定に基づく聴聞について、道路交通法第104条の2第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年8月6日

兵庫県警察本部長 小西康弘



1 聽聞の期日

令和7年8月21日 午前9時から

2 聽聞の場所

神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部本館1階 聽聞会場